

藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録のあった者に対し、その交付の事実の通知及び証明をする制度（以下「本人通知等制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は同法第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3又は同法第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知等制度の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記載されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が編製等した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、対象としない。

(登録の申込み)

第4条 本人通知等制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ藤井寺市本人通知等制度事前登録申込書（様式第1号）により、市長に登録（以下「事前登録」という。）を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等（写真が貼付されたものに限る。）その他の本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申込みを代理人によりしようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

(事前登録等)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、藤井寺市本人通知等制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

3 前項の事前登録者の登録期間は、無期限とする。

(事前登録内容の変更等)

第6条 事前登録者は、氏名、住所、その他事前登録の内容等に変更が生じたとき又は事前登録を廃止しようとするときは、藤井寺市本人通知等制度事前登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

(事前登録者への通知)

第7条 市長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、藤井寺市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)により事前登録者にその旨を通知するものとする。

(証明書の交付申請)

第8条 前条の規定により通知を受けた者は、住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、藤井寺市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書(様式第5号)に前条の通知書を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、前条の通知日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、期限の末日が藤井寺市の休日に関する条例(平成2年藤井寺市条例第9号)に規定する休日に当たるときは、その翌日までに申請しなければならない。

3 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

(証明書の交付)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した藤井寺市住民票の写し等交付事実証明書(様式第6号)を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 自己の代理人による交付の場合にあっては、その氏名及び住所

2 前項の証明書の交付に係る手数料については、第7条の通知書1通につき1件として、藤井寺市手数料条例(昭和35年藤井寺市条例第1号)の定めるところによる。

(事前登録の廃止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録を廃止しなければならない。

- (1) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項の規定により登録を受けている者は、改正後の藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱（以下「新要綱」という。）第5条第1項の規定により登録を受けた者とみなす。

3 前項の規定により新要綱の規定による登録を受けた者とみなされた者についての新要綱第5条第3項の規定の適用については、その者が旧要綱の規定により登録を受けた日を同項に規定する登録の日とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第1項の規定により登録を受けている者は、改正後の藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱（以下「新要綱」という。）第5条第1項の規定により登録を受けた者とみなす。

藤井寺市本人通知等制度事前登録申込書

藤井寺市長 様

届出者	住所	〒 —
	氏名	
	連絡先	
届出者の区分		1. 本人 2. 法定代理人 3. 代理人

藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申し込みます。

通知を希望する者の氏名(住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ		性別
	登録者氏名		男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	
住所			
本籍		筆頭者	
連絡先	電話 — — FAX — —		

※法定代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人
フリガナ	
代理人氏名	
代理人住所	〒 —
代理人の連絡先	電話 — — FAX — —

注1 : 裏面の内容をよくお読みください。

注2 : 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 : 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類
(個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたがこの届出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

注4 : 登録期間は無期限です。

事務処理欄

受付	登録	本人等確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	
・	・			

(裏面)

藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度について

1. この制度は、藤井寺市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（(注)自己等の代理人及び自己等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知し、証明するものです。

(注)	自己等・・・・（住民票関係）	自己又は自己と同一の世帯に属する者
	（戸籍関係）	自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属

2. 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に藤井寺市住民票の写し等交付通知書を送付します。
3. 第三者への住民票の写し等を交付した事実の証明が必要な場合は、藤井寺市住民票の写し等交付事実証明申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書と本人であることを明らかにする書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの）等を添えて、通知日から30日以内に藤井寺市市民生活部市民課①番窓口までお越しください。
4. 藤井寺市住民票の写し等交付事実証明書（以下「証明書」という。）は、事前登録者に係る住民票写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記載され、又は記載されている人であっても事前登録をしていなければ交付の対象とはなりません。
5. 証明書の交付1件につき、手数料として300円が必要です。
6. 事前登録を希望する人（以下「事前登録希望者」という。）又は事前登録を受けている人（以下「事前登録者」という。）は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込み又は証明書の交付申請をすることができます。
7. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による事前登録の申込み又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 事前登録希望者又は事前登録者が疾病等により、直接申込み又は証明書の交付申請をすることができない場合
 - (2) 他の市区町村に居住している場合
8. 郵便等により証明書の交付申請をするときは、藤井寺市住民票の写し等交付事実証明申請書に、藤井寺市住民票の写し等交付通知書、事前登録者本人であることを明らかにする書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒（あて名を記載し、返信に要する切手を貼付したもの）を同封してください。
9. 証明する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、その種類及び枚数並びに当該第三者が自己の代理人である場合はその氏名及び住所です。
10. 転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
11. なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、事前登録を廃止します。
12. 事前登録の期間は無期限とします。登録を取りやめたい場合は、廃止届を行ってください。

事前登録者名簿

No.	登録年月日	氏名	生年月日	性別	住所/本籍	連絡先 (電話番号)	その他
1	年 月 日		年 月 日		住所 本籍		
2					住所 本籍		
3					住所 本籍		
4					住所 本籍		
5					住所 本籍		
6					住所 本籍		
7					住所 本籍		
8					住所 本籍		
9					住所 本籍		
10					住所 本籍		
11					住所 本籍		
12					住所 本籍		

藤井寺市本人通知等制度事前登録（変更・廃止）届出書

藤井寺市長 様

届出者	住所	〒 —
	氏名	
	連絡先	
届出者の区分	1. 本人 2. 法定代理人 3. 代理人	

藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱第6条の規定に基づき、（事前登録の内容の変更・事前登録の廃止）を次のとおり届け出します。

事前登録の内容の変更又は登録を廃止する者の氏名	フリガナ		性別
	登録者氏名		男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	
事前登録の内容を変更する場合			
変更前			
変更後			

※法定代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人
フリガナ	
代理人氏名	
代理人住所	〒 —
代理人の連絡先	電話 — — FAX — —

注1：各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注2：次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類
（個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) あなたがこの届出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

事務処理欄

受付	登録	本人等確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
.	.			

第 号
年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 様

藤井寺市長

㊟

藤井寺市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、藤井寺市住民票の写し等の第三者に係る本人通知等制度に関する要綱第 7 条の規定により通知します。

なお、第三者へ住民票の写し等を交付した事実の証明が必要な場合は、藤井寺市住民票の写し等交付事実証明申請書に、この通知書と本人であることを証する書類を添えて、通知日から 30 日以内（期限の末日が藤井寺市の休日に関する条例に規定する休日に当たるときは、その翌日まで）に市長に申請することができます。

藤井寺市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書

藤井寺市長 様

申 請 者	住 所	〒 ー
	氏 名	
	連絡先	
申請者の区分		1. 本 人 2. 法定代理人 3. 代理人

藤井寺市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱第8条の規定に基づき、(住民票の写し等交付事実証明書)を次のとおり証明書の交付を申請します。

証明書を必要とする者の氏名	フリガナ		性 別
	氏 名		男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日	

※ 添付書類 藤井寺市住民票の写し等交付通知書

※法定代理人が申請する場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1. 未成年者の法定代理人 2. 成年被後見人の法定代理人
フリガナ	
代理人氏名	
代理人住所	〒 ー
代理人の連絡先	電 話 ー ー F A X ー ー

注1 : 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注2 : 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類
(個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの届出に係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類 (委任状等)

事務処理欄

受 付	登 録	本 人 等 確 認 書 類		備 考
		<input type="checkbox"/> 本 人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅 券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	
.	.			

第 年 月 日 号

住 所 _____

氏 名 _____ 様

藤井寺市長

印

藤井寺市住民票の写し等交付事実証明書

住民票の写し等の交付年月日	年 月 日
交付した住民票の写し等の種類及び通数	(通)
交付請求した者があなたの代理人である場合の当該代理人の氏名及び住所	代理人 氏 名 _____ 住 所 _____